

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○救急病院の認定	(医療薬事課) 1
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)	(水産政策課) 1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 1
○砂利採取業務主任者試験の実施	(用地対策課) 1

告 示

高知県告示第593号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成21年9月25日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所 在 地 認定年月日 認定の有効期限

高知脳神経外科 高知市朝倉戸767-5 平21・9・1 平24・8・31

室戸病院 室戸市元甲435-6 " " "

" " "

高知大学医学部 南国市岡豊町小蓮

附属病院 185-1 " " "

南国中央病院 南国市後免町三丁目

1-27 " " "

野市中心病院 香南市野市町東野

555-18 " " "

田野病院 安芸郡田野町1414-1

1 " " "

清和病院 高岡郡佐川町乙1777

" " "

前田病院 高岡郡越知町甲2133

" " "

くぼかわ病院 高岡郡四万十町見付

902-1 " " "

大月町国民健康 藩多郡大月町鉢土

" " "

保険大月病院 603 " " "

高知県告示第594号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成21年9月25日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧田野町漁業協同組合の地区及び旧安田町漁業協同組合の地区

大型定置漁業

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、仁ノ土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年9月25日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所

(退任)

理事 中村 秀康 吾川郡春野町仁ノ3642

" 中山 清一 " " " 1715

" 奥村 繁満 " " " 1466

" 濱口 正幸 " " " 3127

" 濱口 實吉 " " " 1752

" 吉川 道明 " " " 44

" 田村 淳一 " " " 3402

" 田村 嘉英 " " " 1800

" 中村 雅彦 " " " 3067

" 矢野 文夫 " " " 西畠1360-1

監事 濱口 真澄 " " " 仁ノ3122

" 小島 勇 " " " 1753

" 竹崎 守 " " " 西畠1879

(就任)

理事 小畠 定範 高知市春野町西畠1885-1

" 野村 貞美 " " " 1695

" 中村 雅彦 " " " 仁ノ3067

" 竹崎 和宏 " " " 3373

" 田村 彰啓 " " " 391

" 奥村 学 " " " 1513

" 小島 幸助 " " " 1768

" 新階 齊 " " " 1679

" 新階 和博 " " " 1670

" 松岡 義之 " " " 2

監事 矢野 敦史 " " " 3132-1

氏川 文男 " " " 57
濱口 示一 " " " 3122

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定による砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成21年9月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験の日時及び場所

平成21年11月13日(金)午前10時から2時間

高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎地下臨時会議室

2 試験の方法及び科目

次の科目について筆記試験を行う。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

3 受験資格

資格は、問わない。

4 提出書類

- (1) 受験願書1通
- (2) 写真(手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)1枚

5 受験手数料

8,000円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)

6 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成21年10月15日(木)から同月30日(金)までの県の執務時間内(郵送による場合は、平成21年10月30日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(2) 提出先

高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県土木部用地対策課

7 合格者の発表

- (1) 平成21年11月下旬、高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示する。
- (2) 合格者本人には、合格証を送付する。

8 受験願書の請求

高知県土木部用地対策課に請求すること。

なお、郵送によって請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と朱書の上、あて先を明記して80円切手をはった返信用封筒を同封すること。

9 その他

詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。